

漂着物学会基金研究助成金選考要領

2010年11月20日制定

2020年9月1日改訂

この要領は、漂着物学会基金研究助成金の選考に関わる具体的事項について定める。

1. 実施方法

(1) 申請締め切り後、事務局は様式1号別紙及び評価票を全選考委員に配付し、各選考委員は個別に評価を実施する。

(2) 選考委員は2週間以内に評価票および様式1号別紙を事務局に返送する。

(3) 事務局は、各選考委員の評価結果を集計し、選考委員会に提出する。

2. 評価

以下の評価項目について5点満点で評価する。

項目1 研究等の目的は明確に説明されているか。

項目2 計画は実効性があるか。

項目3 漂着物学会の発展のために有益な研究等であるか。

項目4 申請項目についてすべて記載されているか。

【評価基準】

5点：非常に優れている

4点：優れている

3点：標準（合格レベル）

2点：劣る

1点：対象外

【評価方法】

各項目の評価において、5点は、全申請者数の2割を上限とする。

なお申請者数が5名未満の場合は1名を上限とする。

3. 選考方法

全選考委員採点結果の総合得点により上位1名から決定する。

総合得点と同点の場合には、項目3の総点が高い方とする。

なお採択の最低点は平均点3点とする。

4. 情報開示

結果の点数の開示は行わない。

5. 保管

申請書類の保管は、事務局で行うものとする。

6. 留意事項

本選考に関する事項については、すべての委員が守秘義務を負うものである。

7. 変更

本要領の変更は、事務局において作成し、評価前に選考委員会の承認を得るものとする。